

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>下請中小企業振興法</u>（昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画（以下「<u>下請中小企業承認計画</u>」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 <u>下請振興事業計画</u></td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>承認グループ事業</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	[略]				2 <u>下請振興事業計画</u>	[略]			<u>承認グループ事業</u>				[略]				<p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>受託中小企業振興法</u>（昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画（以下「<u>受託中小企業承認計画</u>」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 <u>受託中小振興計画</u></td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>承認グループ事業</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	[略]				2 <u>受託中小振興計画</u>	[略]			<u>承認グループ事業</u>				[略]			
貸付対象事業		貸付金の額			貸付利率																																								
名称	内容																																												
[略]																																													
2 <u>下請振興事業計画</u>	[略]																																												
<u>承認グループ事業</u>																																													
[略]																																													
貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率																																										
名称	内容																																												
[略]																																													
2 <u>受託中小振興計画</u>	[略]																																												
<u>承認グループ事業</u>																																													
[略]																																													
<p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、<u>下請中小企業承認計画</u>に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が<u>下請中小企業承認計画</u>に記載された中小企業者であるもの</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	要件	[略]	13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業承認計画</u> に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が <u>下請中小企業承認計画</u> に記載された中小企業者であるもの	[略]	<p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、<u>受託中小企業承認計画</u>に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が<u>受託中小企業承認計画</u>に記載された中小企業者であるもの</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	要件	[略]	13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業承認計画</u> に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が <u>受託中小企業承認計画</u> に記載された中小企業者であるもの	[略]																																				
要件																																													
[略]																																													
13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業承認計画</u> に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が <u>下請中小企業承認計画</u> に記載された中小企業者であるもの																																													
[略]																																													
要件																																													
[略]																																													
13 別表第1の2の項、4の項から6の項まで又は8の項に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業承認計画</u> に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が <u>受託中小企業承認計画</u> に記載された中小企業者であるもの																																													
[略]																																													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																													

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。